令和3年度 匝瑳市西部地域包括支援センター事業計画(案)

『地域包括ケアシステム』の推進に向け、市直営の匝瑳市地域包括支援センター と連携し、下記事業に取り組む。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防ケアマネジメント事業(第1号介護予防支援事業)

要支援者又は基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的にケアプランを作成する。

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者にまつわる様々な相談に応じ、解決に向けた支援を行う。

- ・住民や関係機関に対して、相談窓口としての周知啓発
- ・独居高齢者や高齢者世帯等を対象とした実態把握訪問
- ・在宅介護支援センターとの連携

(2) 権利擁護

高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活ができるよう 専門的な視点から支援する。

- 高齢者虐待対応
- ・成年後見制度の活用支援

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況 や変化に応じたケアマネジメントを実現するために、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

- 主任介護支援専門員連絡会の活動の支援
- ・主任介護支援専門員と協働で事例検討会を開催
- ・日常的な個別支援や相談対応

(4) 地域ケア会議の開催

地域の課題に対し、医療・介護の専門職や地域の支援者等による地域ケア 会議を開催する。

・個別地域ケア会議 困難ケース会議(処遇困難ケースについて対応策を検討する会議)

3 指定介護予防支援業務

介護保険の要支援1、2の認定者に対し、できるだけ居宅で自立した日常生活を 営むことができるよう、個々の状態に応じて自立に向けたサービスを提供していく ためのケアマネジメントを行う。また、その一部を居宅介護支援事業所に委託する。

4 直営・委託型地域包括支援センターの連携

市直営の地域包括支援センターと事業実施状況を定期的に共有し、緊密な連携を 図る。